

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	海南市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和4年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>令和4年9月30日デジタル庁告示第6号で改正された「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)」第7号によって、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>＜支給対象者＞</p> <p>①基準日(令和4年9月30日)時点で本市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。租税条約による住民税の免除を届けている者がいる場合は、支給対象外。)</p> <p>②①のほか、予期せず令和4年1月から12月までの間に家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p>＜事務の内容＞</p> <p>令和4年1月2日以降の転入者その他の令和4年度分の住民税課税状況を把握していない者については、個人番号を用いた情報連携により課税状況を照会し、支給要件を満たす世帯に対して当該給付金を支給する。</p>
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

市町村民税情報ファイル
宛名情報ファイル
口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の101の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年5月19日内閣府告示第70号)第7号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none">番号法第19条第8号、別表第二の121の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第59条の4行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年5月19日内閣府・総務省告示第2号)第5号 <p>■情報提供</p> <p>なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	くらし部 社会福祉課
-----	------------

②所属長の役職名	社会福祉課長
----------	--------

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	海南市 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	海南市 くらし部 社会福祉課 臨時特別給付金班 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8624
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所